

米谷出張所は、岩手県境から分流施設上流までの北上川を管理しています。
ここでは、出張所管内での様々な活動をお知らせいたします。



～出水期（北上川7/1～9/30）の大雨による洪水に備え～

堤防を歩いて点検しました



米谷出張所では、出水期前（4月～5月）と出水期後（10月～11月）との年2回、管内の堤防を歩いて目視で点検しています。出水期前の点検として、4月18日（木）と4月25日（木）に実施し、堤防の異状がないかを確認しました。

点検の結果、緊急的に対策が必要な箇所は確認されませんでした。以前の点検から経過観察中の箇所（植生異常、裸地化、堤防法尻の湿潤、モグラ穴等）については引き続き監視をしております。



植生異常（イタドリ群生）

出水（しゅっすい）

河川に流れる水の量が多い状態のことです。降雨によるもののほか、東北では春になると山からの雪解け水が流れてくることにより出水が発生します。特に注意が必要な時期を「出水期」としています。



裸地化

植生異常（しょくせいじょう）

堤防は流水による浸食を防ぐために主に芝を張っています。その芝の生育異常やそれを引き起こす植物が繁茂することによる異常を指します。中でもイタドリが群生、生長すると草丈が高くなり、裸地化につながるほか、強固な根は堤防機能にも悪影響を及ぼします。



モグラ穴

裸地化（らちか）

堤防の芝がはがれ、断面の土が露出してしまうことです。芝等がある場合と比べ流水による堤防の浸食のリスクが高まってしまいます。

モグラ穴（もぐらあな）

モグラが堤防断面を掘り進んでできた穴のことです。モグラが掘り進んだ部分は土が柔らかくなり、地下空洞となるため、流水により堤防が浸食されやすくなってしまいます。



河川公園などの水辺施設の安全点検を実施しました



国土交通省では、河川や水辺の利用が本格化するゴールデンウィーク前までに、河川公園や船着場などが安全に利用できるよう、全国一斉に施設管理者と合同で安全利用点検を行っております。米谷出張所では、4月16日（火）に管内5施設の点検を実施しました。点検の結果、危険箇所が撤去され、使用禁止等は改善されました。



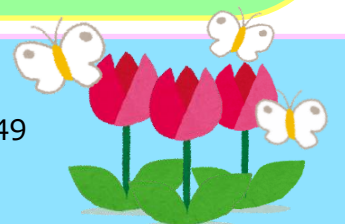
出張所の職員が変わりました

米谷出張所長

虻川 巧生（あぶかわ こうき）
（北上川下流河川事務所より）



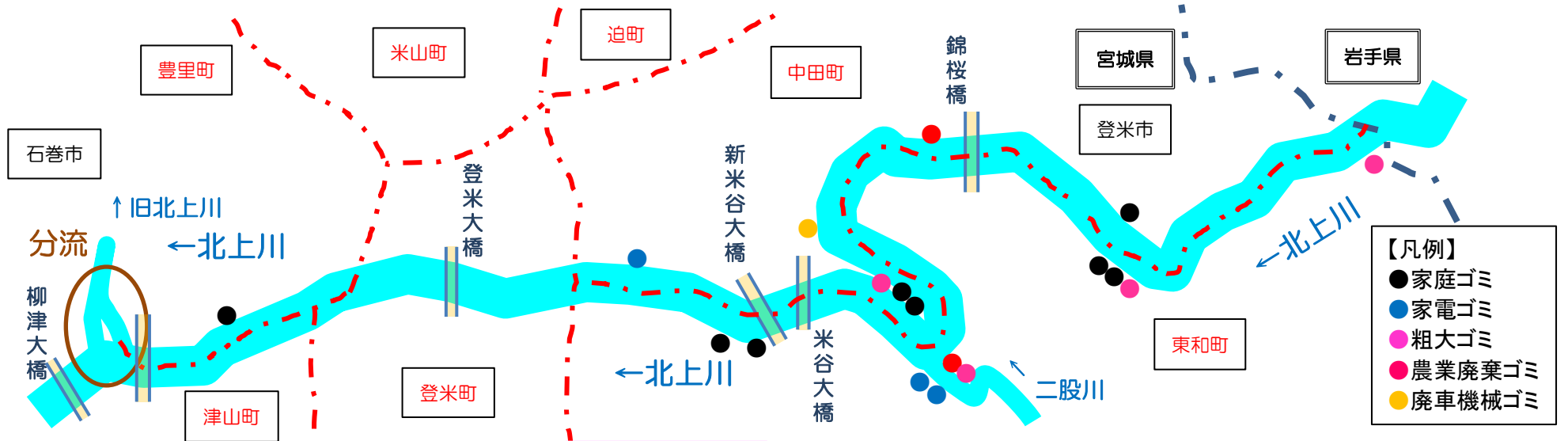
尚、転出された職員は下記のとおりになっております。
米谷出張所長 及川 加奈（新庄河川事務所へ）



北上川ゴミマップ (米谷出張所管内の不法投棄の状況)



調査期間：R5.4～R6.3



不法投棄ゴミ種別・発見数 (件)	
家庭ゴミ	8
家電ゴミ	3
粗大ゴミ	4
農業廃棄ゴミ	2
廃車機械ゴミ	1
新規発見総数	18



河川へのゴミの投棄は違法行為です！

【罰則規定】

- ★河川法では、3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金
(野焼きの場合は、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金)
- ★廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはその両方

<河川への不法投棄を発見したらご連絡ください>

北上川下流河川事務所 米谷出張所
電話：0220-42-2211

【担当区間】

北上川 (岩手県境～分流施設上流)
と二股川の一部区間

※河川を利用した際に出たゴミは持ち帰り、決められた集積所へ分別して出しましょう。みなさまのご協力をお願いいたします。